

平成 24 年度 十島村入札参加資格審査申請書提出要領

当村が発注する建設工事および測量・コンサルタント等の競争入札に参加しようとする者は、次のとおり関係書類を提出して下さい。

なお、この申請をもとに作成される名簿は、村長部局をはじめとして、教育委員会等の発注する建設工事および測量・コンサルタント等の競争入札に使用されます。

1. 受付期間

平成 24 年 1 月 30 日～平成 24 年 3 月 31 日（土・日・祝祭日は除く。）
午前 8 時 30 分～正午、午後 1 時～5 時まで

2. 提出場所

〒 8 9 2 - 0 8 2 2
鹿児島県鹿児島市泉町 1 4 番 1 5 号
十島村役場 経済課 地域整備室
TEL 0 9 9 - 2 2 2 - 2 1 0 1（代）

3. 提出方法

持参及び郵送

4. 有効期間

1 年間（平成 24 年度）

5. 申請書の提出資格

【かごしま県電子入札システム】による電子入札に参加できる者

<建設工事>

- (1) 建設業法（以下「法」という。）第 2 条第 3 項に規定する建設業者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者であること。
- (3) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項の審査を受けた者。

<測量・建設コンサルタント>

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しない者。
- (2) 建設工事にかかる測量、建設コンサルタント業務等について、営業に関し法律上必要とする資格を有する者。

6. 提出書類（別紙参照）

書類は番号順に綴じ、紙ファイル（A 4 版）で提出して下さい。
ただし、**提出書類に不備がある場合は、受付できません。**

7. 登録・受付の確認について

受付確認が必要な場合には、返信用封筒又はハガキを添付（切手貼付）してください。

8. 登録内容の変更の場合

申請後、内容変更が生じた場合は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会統一様式の競争契約参加資格審査申請書変更届により届け出をお願いします。

なお、申請後に新しい経営事項審査を受けた場合や建設業の許可更新を行った場合は、更新後の通知書を必ず提出して下さい。（提出書類は別紙参照）

提出書類 < 建設工事 >

NO	提出内容	原本・写	摘要
①	競争入札参加資格審査申請書	原本	別紙様式、中央公契連統一様式も可
②	総合評価値通知書・経営事項審査結果通知書	写しで可	審査基準が最新のもの
③	許可通知書・登録証明書	写しで可	期限切れで無いもの
④	代表者身分証明書（個人事業者）	写しで可	
	登記簿謄本（法人事業者）	写しで可	履歴事項全部証明書
⑤	営業所等一覧表（該当のある場合）	写しで可	別紙様式、中央公契連統一様式も可
⑥	工事（事業）経歴書	写しで可	経営審査提出時の経歴書等
⑦	使用印鑑届（原本）＋印鑑証明書（写し）	原本および写し	※使用印鑑届を提出しない場合は印鑑証明書の原本のみ
⑧	納税証明書 ※別紙参照	写しで可	未納がない旨の証明書
⑨	委任状（支店等に契約等の権限を委任する場合）	原本	
⑩	建退共等の加入・履行証明書の写し（該当のある場合）	写しで可	
⑪	労災保険納入証明書	写しで可	
⑫	電子入札用電子証明書届出書 （ICカード登録書等の写しを添付）	原本	未登録の場合
⑬	電子入札システム利用者登録番号通知書	写し	登録済の場合

提出書類 < 測量・建設コンサルタント >

NO	提出内容	原本・写	摘要
①	競争入札参加資格審査申請書	原本	別紙様式、中央公契連統一様式も可
②	業態調書	写しで可	別紙様式、中央公契連統一様式も可
③	許可通知書・登録証明書	写しで可	期限切れで無いもの
④	代表者身分証明書（個人事業者）	写しで可	
	登記簿謄本（法人事業者）	写しで可	履歴事項全部証明書
⑤	営業所等一覧表（該当のある場合）	写しで可	別紙様式、中央公契連統一様式も可
⑥	測量等実績調書	写しで可	別紙様式、中央公契連統一様式も可
⑦	使用印鑑届（原本）+ 印鑑証明書（写し）	原本および写し	※使用印鑑届を提出しない場合は印鑑証明書の原本のみ
⑧	納税証明書 ※別紙参照	写しで可	未納がない旨の証明書
⑨	委任状（支店等に契約等の権限を委任する場合）	原本	
⑩	電子入札用電子証明書届出書 （ICカード登録書等の写しを添付）	原本	未登録の場合
⑪	電子入札システム利用者登録番号通知書	写し	登録済の場合

提出書類 < 内容変更時 >

変更内容		変更届	委任状	使用印鑑届	登記簿謄本
本社・支店	社(店)名	○	○		○
	代表者	○	○		○
	所在地	○			○
	使用印鑑	○	○	○	
	電話番号等	○			
委任先	受任者	○	○		
	所在地	○			
	使用印鑑	○	○	○	
建設業の許可等		○	通知または証明書		

※ 証明を必要とするものは写し可

納税証明書 【写しで可。国、都道府県及び市区町村税全て】

◆ 法人事業者の場合

- [1] 市区町村税の納税証明書
 - (ア) 「市区町村税について未納のない証明」でも可。
 - (イ) 支店等に委任して登録する場合は、当該支店等所在地の市区町村が発行するもののみで可。
- [2] 都道府県税の納税証明書
 - (ア) 「都道府県税について未納のない証明」でも可。
 - (イ) 支店等に委任して登録する場合は、当該支店等所在地の都道府県が発行するもののみで可。
- [3] 国税の納税証明書
 - (ア)納税証明書「その3の3」を取得してください。

◆ 個人事業者の場合

- [1] 市区町村税の納税証明書
 - (ア) 「市区町村税について未納のない証明」でも可。
 - (イ) 支店等に委任して登録する場合は、当該支店等所在地の市区町村が発行するもののみで可。
- [2] 都道府県税の納税証明書
 - (ア) 「都道府県税について未納のない証明」でも可。
 - (イ) 支店等に委任して登録する場合は、当該支店等所在地の都道府県が発行するもののみで可。
- [3] 国税の納税証明書
 - (ア)納税証明書「その3の2」を取得してください。